

お知らせ

申請者各位

令和3年2月9日
経済産業省
農水産室

輸入割当品目（水産物）の輸入承認申請等に係る変更について

平素より、水産物の輸入割当制度についてご協力いただきありがとうございます。

現在、輸入割当品目（水産物）に係る輸入の承認、輸入承認証の内容変更及び有効期間延長（以下「輸入承認等」といいます。）の**手続は、各経済産業局、通商事務所、沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」といいます。）で行っていますが、令和3年4月1日（木）からは、経済産業省（本省）の農水産室が申請窓口となり、輸入割当て・輸入の承認の手続は、下記のとおり行うこととなります（別紙参照）。**

なお、輸入承認等の具体的な申請方法は、令和3年3月中に改めてお知らせします。

記

- (1) 4月1日以降に割り当てるものについては、輸入割当証明書（IQ）と輸入承認証（IL）を一度の申請で同時に交付します。
※令和3年3月31日以前に交付されたIQに基づくILの交付業務も農水産室のみで行います。
- (2) 交付するIQの全量（又は全額）を直ちにILに切り替え、交付するILの有効期間は一律12ヶ月とします（先着順割当てを除く。）。
※令和3年3月31日以前に交付されたIQに基づき交付するILの有効期間は6ヶ月です。
- (3) ILの「内容変更」及び「有効期間の延長」申請は、令和3年3月31日までに経済産業局等にて交付されたILも含めて、農水産室（本省）が申請窓口（電子申請を含む。）となります（経済産業局等では受け付けません）。
※なお、延長申請期間が1ヶ月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算2月以内である場合（経済産業大臣による延長承認を受けている場合を除く。）は、引き続き税関が申請先となります。
- (4) 「商社割当ての追加」及び「先着順割当て」の申請に電子申請(NACCS)を導入します。

<問合せ先>
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
TEL: 03-3501-0532
FAX: 03-3501-6006

輸入割当品目（水産物）の輸入承認申請等に係る変更

【変更の概要等】

- 4月1日以降に割り当ててるものについては、輸入割当証明書（IQ）と輸入承認証（IL）に係る申請は、一度、農水産室に申請するだけでILまで交付します。

これにより

- ・IQについて、有効期間等の管理をする必要がなくなります。
- ・各経済産業局等への申請にかかる時間やコストが削減されます。
- ・ILへの切替手続がなくなるので、その分だけ早く輸入ができます。
- ・ILへの切替手続の失念による輸入機会の喪失リスクが解消されます。

- ILの有効期間を6ヶ月から12ヶ月に延長します（先着順割当てでの有効期間は従来通りです。）。また、令和3年3月31日以前又は4月1日以降に交付されたILの内容変更等も、経済産業局等ではなく農水産室で対応します。

これにより

- ・12ヶ月間の連続した輸入が可能となります。
- ・ILの有効期間を気にしながら、IQからILに切り替える手間がなくなります。

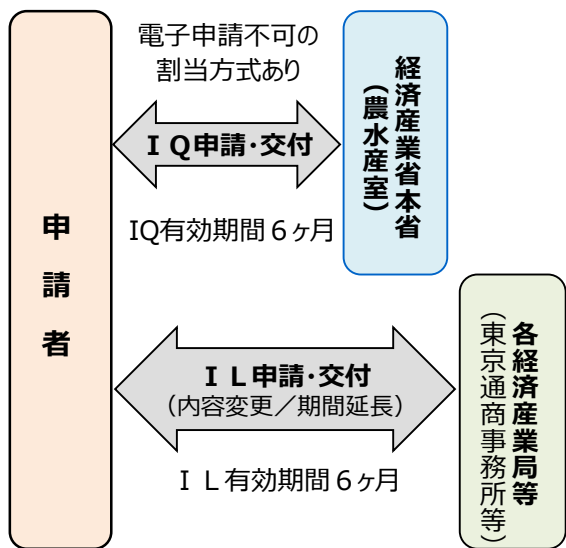
- これまで紙でしか申請できなかった「商社割当ての追加」及び「先着順割当て」の申請も電子申請(NACCS)が可能となります。

これにより

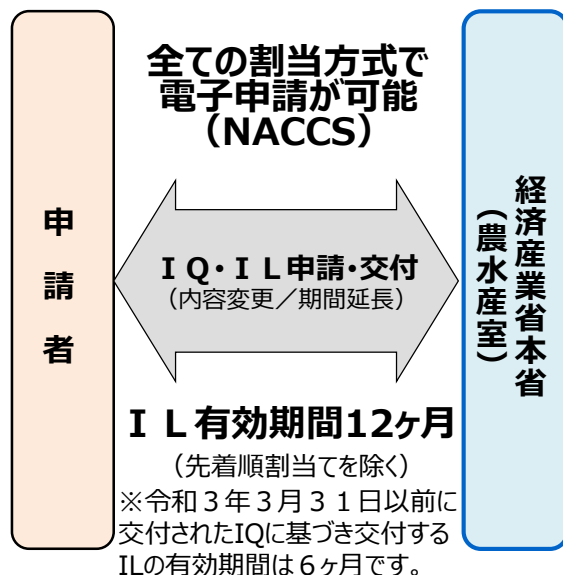
- ・全ての輸入割当てに係る申請・受領が24時間、自宅でも可能となります。
- ・ILの有効期限が30日前になると登録されたメールアドレスに通知が来ます。
- ・既已取得済みのNACCS利用者IDで商社割当ての追加申請等が利用できます。
- ・申請に係るコスト（郵送費等）やリスク（書類紛失や有効期間切れ等）の削減や、昨今の働き方改革（テレワーク等）の推進の観点からも、電子申請の積極的な活用をお願いします。

【申請手続のイメージ】

<現行>



<変更後(令和3年4月1日以降)>



<参考：電子申請の利用について（問い合わせ先）>

- 電子申請の方法・内容にお悩みの方 MAIL:qqfcbj@meti.go.jp
(経済産業省 貿易局 電子化・効率化推進室)

- NACCSインストールにお悩みの方 TEL:0120-794-550 (24時間365日対応)
(NACCSヘルプデスク) Fax:0120-794-529 (24時間365日対応)